科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号: 11301

研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2016~2017

課題番号: 16K13327

研究課題名(和文)起業文化と法制度の循環的プロセスの解明

研究課題名(英文)Cycle between Entrepreneurship and Laws

研究代表者

吉原 和志 (YOSHIHARA, KAZUSHI)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号:10143348

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文):日本の起業率の低さの法制度等の制度的要因と文化的要因がどのように機能しているのかを起業家からの聞き取り調査や文献の成果から分析した結果、設立規制のような起業そのものを対象にする法制度の影響は弱いことが判明した。だが、銀行などの金融機関を中心とする経済構造を支える法制度の存在や、従業員(正社員)を単位として優遇する社会保障など、法制度が起業という選択を阻害する側面もあることが判明した。これは、法制度の直接の効果というだけではなく、「従業員が普通である」「資金調達は銀行借り入れが普通である」というパイアスを与えることで、人々の意思決定に影響している可能性もある。

研究成果の概要(英文): Our research target is finding how systemic factors and cultural factors could influence low entrepreneurship in Japan. According to informal interviews with entrepreneurs, we found the effect of regulation responding to the startup itself like foundation in corporate act was really low. However, bank-centered economic system and social insurance based on life time employees have a strong adverse effect for entrepreneurship. Their effect contains not limited to direct ones but also indirect effect, like making bias that "life time employee is 'normal'," "banking finance is 'normal'" among people. It must be an example of "cycle effect" between legal system and cultural factors.

研究分野: 商法

キーワード: 起業 会社法 クラスター 経営学

1.研究開始当初の背景

日本の経済発展においてイノベーショ ン・ベンチャーの重要性が指摘されている (日本再興戦略 2015 改訂版)一方で、日本 の起業率は世界的に非常に低いとされてき た(GEM 調査 2014)。その背景として、日 本人の安定志向といった文化的要因と、日本 の法制度が新たにビジネスを開始する際の 負担になっているという制度的要因とが指 摘されている。Doing Business Report 2014 によれば、日本の法制度はビジネスの始めや すさの点では世界 189 か国中 83 位と先進国 中、低位である。他方で、起業が高水準にあ るとされるアメリカも、法制度の開業しやす さは 46 位と必ずしも高くなく、要因を法制 度のみに求めることはできないことが示唆 される。これらから、 日本の起業率の低さ は文化的要因と制度的要因がどのように作 用した結果なのかの解明と、 起業の促進と いう観点から日本の法制度に改善点はない のかという問題点が析出される。

2.研究の目的

本研究は、法学・経営学・行政学研究者の 共同研究により、日本経済の重要課題である 起業率の低さの原因として、法制度等の制度 的要因と日本人の安定志向等の文化的要因 とがどのように機能してきたかのストーリ ーを明らかにする。本研究では、法制度と文 化的要因とが直接に企業に与える影響のみ ならず、法制度が人間の士気に影響を与える ことで文化的要因を変容させ、文化的要因が 国家と腕の法ルール作成に影響を与えるこ とで今度は法制に影響する、という法制度と 文化的要因との循環プロセスを解明する。そ のうえで、起業の促進という観点から現在の 日本の企業法・会社法を再評価したうえで、 文化的要因との循環プロセスを視野に入れ た改正提案を目指す。

3.研究の方法

日本の起業率の低さの法制度等の制度的要因と文化的要因がどのように機能しているのかを分析する。まず、起業率の現状を確認するために、Global Entrepreneurship Monitor Report (GEM 調査)、中小企業白書その他のデータを確認する。法制度・制度的要因については Doing Business 2014 Report等のほか研究の進んでいる大規模公開会社を対象とした投資家保護法制度の研究(La Porta et al, Law and Finance, 106 JPE pp.1113-1155 (1998))等、文化的要因については、東一眞『シリコンバレーの作り方』から川島武宜『日本人の法意識』等の古典まで広く文献を渉猟し、どのような要素が挙げられているかを確認する。

その上で、起業家へのインタビューを通じて、日本の起業において諸要素がどのように 機能しているのかのストーリーを抽出する。 そして、文化的要因と制度的要因と、それ ぞれがどのように影響しているかの仮説を 抽出し、それが立法過程・行政過程にどのよ うに位置づけられるのかの仮説を検定する。

4. 研究成果

日本の企業率の低さの法制度的要因と文 化的要因がどのように機能しているのかの 分析を行った。具体的には、起業率の現状を 確認するために、Global Entrepreneurship Monitor Report (GEM 調査) 中小企業は苦笑 を確認し、法制度・制度的要因については Doing Business Report を分析した。また、 大規模公開会社を対象とした投資家保護法 制度の研究(LLSV)を参考にして、制度的要 因の分析を行った。だが。その結論として、 日本はむしろ企業を阻害する制度的要因は 少ないのではないか、むしろ、起業がしやす い環境にあることが知られていないのでは ないか、という結論に至っている。さらにい えば、起業を阻害するのは他のオプション、 とりわけ「ピッカピカの正社員」として従業 員となることがより魅力的であることに原 因があるのではないか、ということに着目し ている。他方、文化的要因については、従前 の、川島武宜『日本人の法意識』等の古典を 参照しても、必ずしも起業文化の欠如を示す 伝統的な要素は見当たらなかった。このこと は、前述の正社員を前提とした社会制度(社 会保障など)という制度的要因の存在が要因 であることを裏書きする。

この「起業活動において法制度は必ずしも 重要ではない」という命題が妥当するのか否 かを、経済学(経営学) 行政学の観点から 検証し、コメントを加えた。なお、この過程 で、スタートアップのような中小企業を念頭 に置いた場合、商法ないし商法典にはどのよ うな事項を規定すべきかについて検討を加 えた。その中で、確かに設立規制のような起 業そのものを対象にする法制度の影響は弱 いかもしれないが、銀行などの金融機関を中 心とする経済構造を支える法制度の存在や、 従業員(正社員)を単位として優遇する社会 保障など、法制度が起業という選択を阻害す る可能性があることが指摘された。これは、 法制度の直接の効果というだけではなく、 「従業員が普通である」「資金調達は銀行借 り入れが普通である」というバイアスを与え ることで、客観的な効果・機能を超えて、人々 の意思決定に影響している可能性があるこ とが指摘された。これは、やはり「法制度」 が重要であること、そして、法制度が人々の 考え方という文化的要因に影響を与えるこ とを意味し、法制度と文化的要因の循環が起 業活動に影響を与えているという本研究の 命題が示されたことを意味する。

この過程で、各分担者も、個別分野で成果 を出した。福嶋はシンガポールなどで進んで いる Regulatory Sandbox がイノベーション 活動に与える影響についての分析やサンディエゴの遺伝子産業の課題を指摘した。河合は、文化的要因や path dependence よりも制度的要因を重視するアメリカ的な行政学の方法論を、米国が重視するコミットメントを重視することで日本において本が重けることでは、正社員できるという方法論について本社員であるように深化させた。得津は、正社員がらも、正社員がらも、正社員がらも、正社員がらも、正社員がられて、私保険・共済が、社会保障の代替機で、私保険・共済が、社会保障の代替を果たすことが可能かを検討したで報告した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計4件)

- (1) <u>得津晶</u>、「商法典(総則・商行為総則を中心に)に何を規定すべきか?」、中日民商法研究、査読無、17巻、印刷中
- (2) <u>得津晶</u>、「人的分割における分割対価の配当に対する否認権行使」、ジュリスト、査読無し、1516号、2018年、102-105頁
- (3) <u>河合晃一</u>・森道哉、「災害廃棄物の処理を めぐる地方行政ガバナンス調査の概要」、 金沢法学、査読無し、60 巻 2 号、2018 年、 217-249 頁
- (4) <u>河合晃一</u>・森道哉、「県は瓦礫処理をどのように『補完』したのか 岩手県と宮城県の事例研究を通じて」、金沢法学、査読無し、60巻1号、2017年、45-68頁。
- [学会発表](計5件)
- (1) <u>河合晃一</u>、「行政組織の制度設計と自律性」、政治経済学会第9回研究大会、2018年3月4日、早稲田大学
- (2) <u>福嶋路</u>、「繁栄するエコシステムとは?」 第19回地域産業政策研究会&Smips 関西 部会、2017年10月27日、キャンパスプ ラザ京都 4階 第3講義室
- (3) 河合晃一、「ノンキャリア自治官僚の人事管理 最大動員の様相とその変化」、日本政治学会 2017 年度研究大会、法政大学2017 年 9 月 23 日
- (4) <u>Kawai, Koichi</u>. "Public Sector Reforms in Japan: What Makes an Administrative Agency Independence?", 2017 EROPA General Assembly and Conference, Seoul, Korea, 13th September 2017.
- (5) <u>得津晶、「『おひとりさま』社会における</u> 生命保険の可能性」、北海道大学社会法研 究会、2017 年 6 月 3 日、北海道大学

[図書](計2件)

(1) 福嶋路、独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所調査報告書、「資源が乏 しい国の戦略:資源の循環からエコシス テムの創造へ」『アジアの起業とイノベー ション』印刷中

(2) 稲継裕昭ほか(河合晃一)第一法規、『東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応 自治体の体制・職員の行動』第一法規、2018年、272頁(河合は下記章を執筆。「第5章災害関連業務と自治体職員 どのように『非常時』から『平時』へ認識が戻るのか」131-153頁)。

[産業財産権]

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 田内外の別:

取得状況(計件)

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉原 和志(YOSHIHARA KAZUSHI) 東北大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:10143348

(2)研究分担者

福嶋 路 (FUKUSHIMA MICHI)

東北大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号:70292191

得津 晶 (TOKUTSU AKIRA)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号:30376389

河合 晃一(KAWAI KOICHI) 金沢大学・法学系・講師

研究者番号:50746550

(3)連携研究者

()

研究者番号:

(4)研究協力者

()